

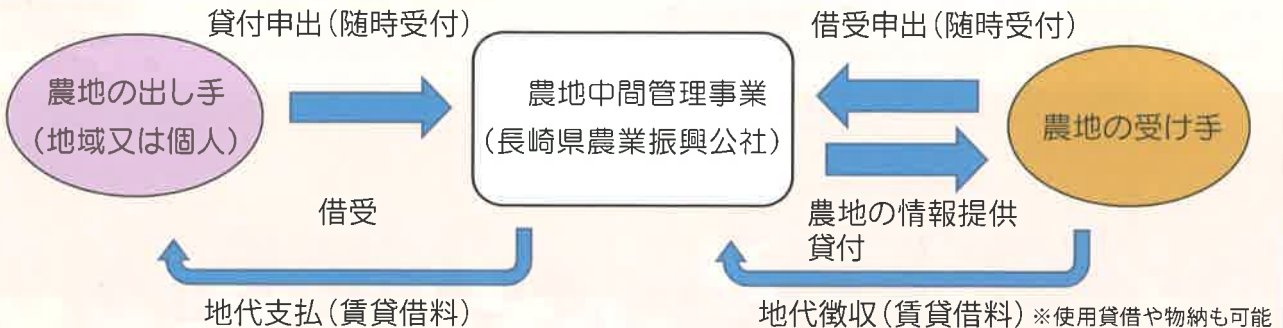
農業振興普及課

農地の貸借は農地中間管理事業を活用しましょう

農地中間管理事業は、農地を貸したい農家(出し手)から農地を借りたい農家(受け手)へ農地を貸し付けて、農地の有効利用を進める事業です。

農地中間管理事業イメージ

※農地を取られることはありません



出し手のメリット

- ◆ 公的機関の仲介により、安心した農地の貸借が可能です
- ◆ 次の受け手を最長3年間、機構が探します(その間の地代も要件により、機構が支払いします)
- ◆ 地代は、機構が支払うため未納の心配がありません
- ◆ 要件を満たせば農地の出し手や地域へ協力金が交付されます

受け手のメリット

- ◆ 公募に応募すれば、農地情報が提供されて、経営規模拡大に役立ちます
 - ◆ 地主との貸借手続きなどの書類作成は、市(機構業務受託先)が行います
 - ◆ 希望すれば利用条件整備の負担金を機構が立て替えることができます
 - ◆ 新規に農業を始めたいとき、農地を簡単な手続きで借りることができます
- ※毎年の利用調査が原則廃止になりました



安心して規模拡大を図りましょう!!

「人・農地プラン」を活用して地域を盛り上げましょう



人・農地プランとは・・・

人と農地の問題を解決し、地域農業をより良くするために、中心経営体や農地利用などの将来の在り方を明確化した「未来の設計図」となるプランです。
皆さんが持っている情報などを出し合うことで、地域の盛り上がりにつながります!

具体的には次のステップで取り組みます!

- STEP① 地域や農地の現状・将来について聞き取り(アンケートの実施)
- STEP② 地域の状況を可視化(地図化)
- STEP③ 話し合いによる情報の共有化・人農地プランの決定(話し合い)
- STEP④ 人農地プランの実行による地域の盛り上がり

